

【別紙】

【介護保険】定められた自己負担割合（1単位 10.21円）

基本利用料		1回あたりの 単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
〈介護給付〉					
訪問看護 1	20分未満	314単位	321円	641円	962円
訪問看護 2	30分未満	471単位	481円	962円	1,443円
訪問看護 3	30分以上60分未満	823単位	840円	1,681円	2,521円
訪問看護 4	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,152円	2,303円	3,455円
〈予防給付〉					
介護予防訪問看護 1	20分未満	303単位	309円	619円	928円
介護予防訪問看護 2	30分未満	451単位	460円	921円	1,381円
介護予防訪問看護 3	30分以上60分未満	794単位	811円	1,621円	2,432円
介護予防訪問看護 4	1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,113円	2,226円	3,339円

〈理学療法士等による訪問〉 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問

訪問看護 5	1回20分ごとに	294単位	300円	600円	900円
介護予防訪問看護 5	（週6回まで）	284単位	290円	580円	870円

〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合〉

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携して指定訪問看護 ※1	1月につき	1割負担額	2割負担額	3割負担額
	2,961単位	3,023円	6,046円	9,070円

〈加算〉

緊急時訪問看護加算Ⅰ		600単位	613円	1,225円	1,838円
特別管理加算（Ⅰ）	気管カニューレ 留置カテーテル等	500単位	511円	1,022円	1,533円
特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素・人工肛門 真皮を超える褥瘡等	250単位	256円	512円	768円
長時間訪問看護加算		300単位	307円	614円	921円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30分未満	254単位	260円	520円	780円
（複数の看護師等の訪問）	60分未満	402単位	411円	822円	1,233円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	30分未満	201単位	206円	412円	618円
（看護補助者との訪問）	60分未満	317単位	324円	648円	972円
退院時共同指導加算※2		600単位	613円	1,226円	1,839円
初回加算Ⅰ※3	いずれか一方のみ算定	350単位	357円	715円	1,072円
初回加算Ⅱ※4		300単位	307円	614円	921円
時間外加算	早朝（6時～8時） 夜間（18時～22時）	所定単位数の100/25加算			
（月の2回目以降）	深夜（22時～6時）	所定単位数の100/50加算			
ターミナルケア加算（該当者のみ）		2,500単位	2,553円	5,105円	7,658円

【医療保険・介護保険共通】

〈オプション〉

エンゼルケア	該当者の方のみ	5,500円
医療消耗品等	訪問看護ステーション からお持ちした品	実費

＜保険適用外料金＞

	時間内 8時～18時	早朝：6時～8時 夜間：18時～22時	深夜22時～6時
平日（月～金）30分未満	5,000円	6,300円	7,500円
土・日・祝祭日 30分未満	5,500円	6,800円	8,000円
平日（月～金）30分以上90分未満	8,500円	9,800円	11,000円
土・日・祝祭日 30分以上90分未満	9,000円	10,300円	11,500円
90分を超える場合は1時間につき 加算	4,000円	4,500円	5,000円
1日8時間の訪問の場合	35,000円		

- ※1 要介護5である利用者であり、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を行った場合のみ（800単位/月）を加算させていただきます。
 - ※2 退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう、医療機関と共同し在宅療養上必要な指導を行った場合に算定
 - ※3 新規に訪問看護計画書を作成した方に対し、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問看護を提供した場合、初回月に算定
 - ※4 新規に訪問看護計画書を作成した方に対し、訪問看護を提供した場合、初回月に算定
暦月で2カ月間訪問看護の利用がなかった場合にも算定
- ・ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算につきましては、区分支給限度基準額対象外の算定となります。
 - ・ 介護保険の利用限度額を超えた分については、介護報酬の全額負担となります。
（全額負担とは、上記単位数の10倍となります）
 - ・ 介護保険適用外の訪問につきましては、実費請求させていただきます。
 - ・ 計画外の訪問につきましては、介護サービス計画の見直しによって対応します。
 - ・ 病状の急性増悪などで週4日以上以上の訪問が必要であり、主治医から特別訪問看護指示書が発行された場合には、医療保険の訪問看護に変更します。

令和7年2月1日 改正